

**ご 案 内**

事 業 者 様

島 田 労 働 基 準 協 会

電 話(0547)35-4522 F A X(0547)35-5191

http://www.shimakikyo.jp

令和６年度

「低圧電気取扱業務特別教育（学科・実技:開閉器操作の業務）」の開催について

低圧電気の取扱いの業務に労働者を就かせるときは、その全員に労働安全衛生法第 59 条第 3 項の規程に

よって、事業者は法令で定められた特別教育を行わなければならないことになっております。

このたび、当協会では下記により、標記の特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の当該

業務従事予定者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

**記**

**１．日時及び会場**

①令和６年　７月１８日（木）９時～１９時　　島田市地域交流センター歩歩路　ホール

　　　　　　　　②令和６年１２月１２日（木）９時～１９時　　島田市地域交流センター歩歩路　ホール

　　　　　　　　③令和７年　１月３０日（木）９時～１９時　　島田市地域交流センター歩歩路　ホール

**２．特別教育の内容**

学科 (１)低圧の電気に関する基礎知識 (２)低圧の電気設備に関する基礎知識

(３)低圧用安全作業用具に関する基礎知識 (４)低圧の活線および活線近接作業の方法

(５)関係法令

実技 開閉器操作業務１時間

**３．学科課程受講料****（テキスト代・消費税10％含む）**

島田労働基準協会の会員事業所は１名につき　１４,２８０円（うち消費税 １,２９８円）

　　　　　　　　　〃　非会員事業所は１名につき　１６,４８０円（うち消費税 １,４９８円）

**４．お申し込みの方法**

(１)受講申込書に必要事項をご記入のうえ、島田労働基準協会へお申込みください。定員になり

次第締切ります。

(２)テキストは、開催当日会場でお渡しします。

(３)申込後の取消しは、開催日の７日前までに受講券を返却された場合に限って受講料をお返し

します。また、受講者の変更も開催日の７日前までに連絡して下さい。

※ 講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象

として受け付けています。

**５．修了証の交付** 講習修了者には、「特別教育修了証」を交付します。

**６．携 行 品** 受講券・筆記用具・昼食・本人確認ができる書類（運転免許証等）

**７．実 技 教 育**

本講習のうち、開閉器操作業務以外の実技については事業場で「低圧の活線及び活線近接作業方法について６時間以上」実施していただくことになります。実施した教育記録は保存しておくことが必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 受講月日 | 令和　　　年 　　 月 　　 日 |
| 講習会場 | 島田市地域交流センター歩歩路 |

**島田労働基準協会開催**

**低圧電気取扱業務特別教育（学科・実技:開閉器操作の業務）受講申込書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講者氏名 | 生　年　月　日 | | |
| 年 | 月 | 日 |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業場名 |  | |
| 所在地 | （〒　　　　　　　　　） | |
|  | |
| 担当者連絡先 | 部課名 | 氏名 |
|  |  |
| ＴＥＬ | ＦＡＸ |
|  |  |

令和　　　年　　　　月　　　　日

　　　月　　日支払予定

※講習日の2週間前までにお支払いください。

《個人情報について》

　　上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。